

川越町総合計画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、川越町総合計画条例（平成31年条例第4号）第6条に規定する川越町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、川越町総合計画に関する事項について調査及び審議し、その意見を町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 町政について優れた学識経験を有する者 4人以内
- (2) 町内の団体の役職員 6人以内
- (3) 町内に住所を有する者 4人以内
- (4) 町内に存する事務所若しくは事業所を有する者又は勤務する者 3人以内
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときに終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画情報課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。